

# 姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画 ～概要版～

平成 26 年（2014 年）3 月  
令和 8 年（2026 年）3 月改定

# 1 姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画とは



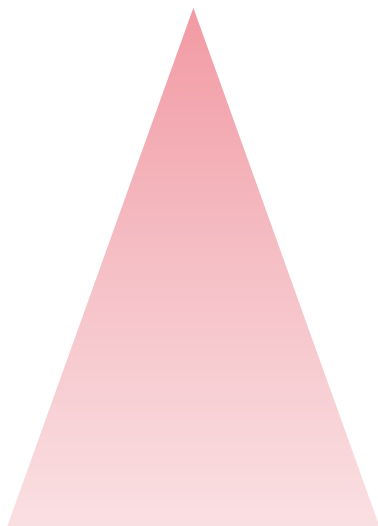
## ○計画の位置づけ

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）第8条の規定に基づく市町村行動計画

## ○主たる目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ・ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるよう取り組む

## ○他の計画との整合性



### ① 姫路市感染症予防計画（令和6年3月改定）

包括的な上位計画



### ② 姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和8年3月改定予定）

①のうち特定の危機に特化した行動計画



### ③ 姫路市健康危機対処計画（令和7年4月改定）

①②を具体化する、保健所を中心とした実践的な対応計画

## 2 姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画とは



### ○改定の経緯

- 平成 21 年 姫路市新型インフルエンザ対策計画を策定
- 平成 26 年 特措法施行を受けて姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定
- 令和 6 年 7 月 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）が抜本的に改定  
3 年を超える新型コロナ感染症対策を経て、新型インフルエンザをはじめとする幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざす。
- 令和 7 年 3 月 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定
- 令和 8 年 3 月 上記を受け所要の改定を行う。

政府行動計画

令和 6 年 7 月改定

県行動計画

令和 7 年 3 月改定

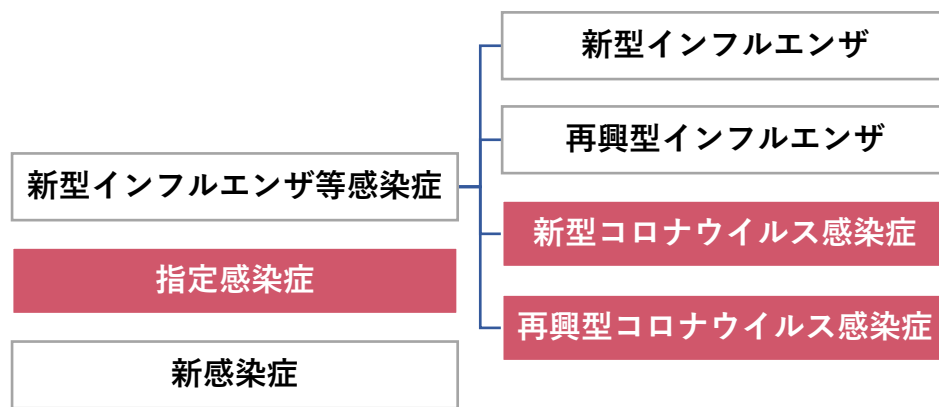
市行動計画

令和 8 年 3 月改定予定

### 3 上位計画（国・県）の改定ポイント



#### ○対象疾患の拡充 （全国的かつ急速にまん延する恐れのある感染症）



※白枠部分に加え赤枠部分が拡充。

#### ○対策段階



病原体の性状や、検査や医療体制、治療薬等の普及状況の変化に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

政府行動計画と同様にリスク評価を行う。

#### ○平時の準備

対策段階を3期（準備期、初動期、対応期）とし、準備期の取組を充実

#### ○複数の感染拡大への対応

複数の感染拡大対策の機動的切替

#### ○対策項目

5項目 ▶ 13項目に拡充し内容を精緻化

- ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベランス、
  - ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策、
  - ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法
  - ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬県民生活・県民経済
- （赤字項目が新規）

## 4 上位計画（国・県）の改定ポイント



### ○県行動計画に独自で定めた主な項目

#### 基本的人権の尊重

- ・ 性差（ジェンダー）への配慮、外国人、子どもや高齢者など、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮

#### 感染症危機下の災害対応

- ・ 新興感染症と大規模自然災害が同時発生した場合の対策本部事務局等の人員体制拡充

#### 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ・ 専門家（感染症対策センター）と連携した双方向のリスクコミュニケーション実施の取組

#### 県予防計画等に基づく医療提供体制の整備

- ・ 感染症予防計画に基づいた医療提供体制（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援）の確保と圏域における体制整備

#### 流行初期期間以降の入院調整

## 5 市行動計画の改定方針

### (1) 政府行動計画・兵庫県行動計画の改定内容に準じる

- ・ 「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」をベースに、政府が作成した「市町村行動計画作成の手引き」の記載内容のうち保健所設置市関連部分を補記する。

### (2) コロナに対する市の取組の検証で明らかとなった課題を踏まえる

- ・ 「姫路市新型コロナウイルス感染症対応記録・検証報告書」及び「庁内意見照会結果」の内容を反映させる。

### (3) 学識経験者及び市民意見の反映

- ・ 特措法第7条第3項および第8条第7項、8項の記載により、学識経験者の意見聴取が必要とされている。素案作成の過程やパブリック・コメント手続きの中で意見聴取を行う。
- ・ 市民意見は、パブリック・コメント手続きに基づき反映する。

### (4) 新型インフルエンザ等対応マニュアルの改定

- ・ 平成27年に策定した班別マニュアルの改定を行う。

# 6 市行動計画の改定方針



改定前の市行動計画（R5.12 改定）	改定後の市行動計画
<p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的</li> <li>2 計画の位置づけ</li> <li>3 基本方針</li> <li>4 対策にあたっての基本的な考え方</li> <li>5 主な対策の方針               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 実施体制</li> <li>(2) 情報収集・提供</li> <li>(3) 予防・まん延防止</li> <li>(4) 予防接種</li> <li>(5) 医療体制</li> <li>(6) 市民生活の安定の確保</li> </ol> </li> <li>6 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担</li> <li>7 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点</li> <li>8 組織体制と所掌事務</li> <li>9 発生段階ごとの対策等の概要               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 未発生期の対策</li> <li>(2) 海外発生期の対策</li> <li>(3) 国内発生早期（県内発生早期）の対策</li> <li>(4) 国内感染期（県内感染期）の対策</li> <li>(5) 小康期の対策</li> </ol> </li> </ol>	<p>はじめに</p> <p><b>第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等</li> <li>第2章 姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定</li> </ol> <p><b>第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略</li> <li>第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方</li> <li>第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ</li> <li>第4章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項</li> <li>第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担</li> <li>第6章 新型インフルエンザ等の対策項目</li> <li>第7章 姫路市インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等</li> </ol> <p><b>第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1章 実施体制（準備期、初動期、対応期）</li> <li>第2章 情報収集・分析（準備期、初動期、対応期）</li> <li>第3章 サーベイランス（準備期、初動期、対応期）</li> <li>第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（準備期、初動期、対応期）</li> <li>第5章 水際対策（準備期、初動期、対応期）</li> <li>第6章 まん延防止（準備期、初動期、対応期）</li> <li>第7章 ワクチン（準備期、初動期、対応期）</li> <li>第8章 医療（準備期、初動期、対応期）</li> <li>第9章 治療薬・治療法（準備期、初動期、対応期）</li> <li>第10章 検査（準備期、初動期、対応期）</li> <li>第11章 保健（準備期、初動期、対応期）</li> <li>第12章 物資（準備期、初動期、対応期）</li> <li>第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保（準備期、初動期、対応期）</li> </ol> <p>用語集</p>

## 7 市行動計画に独自で定める主な項目



### 社会福祉施設等の感染症対策強化 (p.18)

- ・ 施設向けマニュアル整備と BCP 作成支援
- ・ 施設内感染発生時の医療支援体制の整備 (高齢者・障害者施設でのコロナ対応の遅れを踏まえた重点強化)

### 要配慮者支援体制の構築 (p.21)

- ・ 要援護者リストの整備
- ・ 生活支援体制の具体的構築

### 地域医療連携の強化 (p.21、89)

- ・ 医師会・歯科医師会・薬剤師会・社会福祉協議会との定期的協議
- ・ 保健所における検査・投薬体制の整備

### 危機管理体制の明確化 (p.30、34)

- ・ 対策本部の設置・解散基準の明示
- ・ 保健所の有事体制での全庁的な人員強化
- ・ 業務の縮小・優先順位付け・外部委託の計画化

### 専門人材の活用と訓練 (p.15、31、50)

- ・ FETP (実地疫学専門家養成プログラム) 派遣研修の積極的な活用
- ・ 初患者発生時の初動対応訓練の実施

### 搬送・医療体制の拡充 (p.91)

- ・ 民間搬送事業者等と連携した搬送体制の構築

### ICT 活用による業務効率化 (p.108)

- ・ 関係機関・施設との情報連携システムの改善
- ・ 報告様式の簡素化による現場負担の軽減

## 8 対策項目ごとの主な取組



### ①実施体制

- ・ 実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から、国、県及び医療機関等との情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、連携体制を強化する。
- ・ 有事には、迅速に情報収集・分析とリスク評価を行い、対策本部において対応方針を決定する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関の役割整理や有事に拡張可能な組織体制の構築</li> <li>・ 保健所等の人材確保・育成</li> <li>・ 国や県等と連携した訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡会議、市警戒本部会議設置</li> <li>・ 市対策本部の設置、市対処方針の作成・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な実施体制の構築</li> <li>・ 柔軟かつ機動的な対策の切替を検討</li> </ul>

### ②情報収集・分析

- ・ 感染症インテリジェンス体制（国、県等などと連携した情報収集・分析体制）を構築する。
- ・ 有事には、国等による病原体の性状や発生状況等の分析に加え、市内の発生状況や市民生活及び経済の状況を把握し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断に繋げる。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国・県・JIHS・大学・近隣市町等と連携した感染症インテリジェンス体制の構築</li> <li>・ 平時からの情報収集・分析と有事に向けた準備（情報整理・把握手段確保・訓練実施）</li> <li>・ 感染症専門人材の育成・確保と DX 推進による情報基盤の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価体制の確立</li> <li>・ 情報収集及び感染症・医療に関する包括的なリスク評価</li> <li>・ 国及び県等が収集・分析した情報等を市民等に迅速に提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流行状況やリスク評価に基づく対策の見直し</li> </ul>

## 8 対策項目ごとの主な取組

### ③サーベイランス

- ・ 関係機関との連携強化を含む感染症サーベイランスの実施体制を構築する。
- ・ 平時から感染症サーベイランスを実施するとともに、有事には速やかに当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する等、状況に応じた感染症サーベイランスを実施する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症サーベイランスの実施体制の構築</li> <li>・ 平時からの感染症サーベイランスの実施</li> <li>・ DX の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備期からの感染症サーベイランスの継続に加えて、当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始</li> <li>・ リスク評価等に基づく感染症サーベイランス体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流行状況に応じた感染症サーベイランスの実施</li> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じた実施体制の見直し</li> <li>・ 流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施</li> </ul>

### ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民等が適切に判断・行動できるようにする。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たなテクノロジーの活用によるリスクコミュニケーションの在り方の整理</li> <li>・ 感染症に関するリテラシー向上のための取組</li> <li>・ 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症の特性や発生状況、有効な感染防止対策等について、科学的知見等に基づく正確な情報を市民等へ提供・共有</li> <li>・ 偏見・差別や偽・誤情報への啓発、対応</li> <li>・ 双方向のリスクコミュニケーション実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の対応に加えて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて対応</li> </ul>

## 8 対策項目ごとの主な取組



### ⑤水際対策

- 国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等、対応を準備する時間を確保するため国と連携し、健康監視等を実施する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>国が円滑かつ迅速に水際対策を実施できるよう、国や県との連携を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期患者発見のため検疫所等関係機関との連携強化・協力</li> <li>検疫所と連携し健康監視等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、国に対する健康監視等の代行要請</li> </ul>

### ⑥まん延防止

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活及び市民経済への影響を最小化するため必要に応じてまん延防止対策を講じる。
- 病原体の性状変化や、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、対策の切替を機動的に行うことで市民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図る。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>想定される対策等の周知広報、基本的な感染対策の普及・啓発</li> <li>有事に市民・事業者の協力を得るための理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者・濃厚接触者対応の確認などのまん延防止対策実施の準備</li> <li>BCP又は業務計画に基づく対応の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者や濃厚接触者への対応、市民等に対する要請、事業者や学校に対する要請等、まん延防止対策として実施する対策の検討・実施</li> </ul>

## 8 対策項目ごとの主な取組



### ⑦ ワクチン

- 科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、市民の理解を促進する。
- 市町、医療機関、関係団体等と連携し、接種の具体的な実施方法の検討等の準備を進め、有事に円滑に接種を実施できる体制を構築する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>流通体制の整備、医療関係者と連携した接種体制構築に向けた準備</li> <li>ワクチンに関する基本的な情報提供・共有を通じた市民等の理解促進</li> <li>予防接種事務にDXの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び県の方針を踏まえ、接種体制の構築</li> <li>大規模接種会場等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行株の変異状況や副反応等の情報に注意しながら確保したワクチンの迅速な接種</li> <li>ワクチンに関する相談窓口の設置検討</li> <li>市内の感染状況、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえた柔軟な接種体制の構築</li> </ul>

### ⑧ 医療

- 平時から予防計画等に基づき、有事に感染症医療を提供できる体制を整備する。
- 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関との医療提供体制の確保</li> <li>関係機関との連携、強化及び有事の対応を整理し確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の特徴や病原体の性状、診断・治療に関する情報等を迅速に提供・共有</li> <li>相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療提供体制の段階的拡充、移送手段の確保、時期や状況に応じた医療提供体制の構築</li> </ul>

## 8 対策項目ごとの主な取組



### ⑨ 治験薬・治療法

- ・ 平時から、国及び県と連携し、抗インフルエンザウイルス薬等を計画的かつ安定的に備蓄する。
- ・ 治療薬・治療法の普及に向け、医療機関等に迅速に情報提供・共有する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が行う治療薬の備蓄及び流通体制の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療従事者等に必要に応じて予防投与</li> <li>・ 治療薬・治療法の活用に向けた取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国及び県と連携して迅速に有効な治療薬を確保</li> <li>・ 治療薬が必要な患者に公平に届くことを目指した対応実施</li> </ul>

### ⑩ 検査

- ・ 必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替につなげる。
- ・ 機器や資材の確保、関係機関との連携構築等、平時から計画的に検査体制を整備し、発生直後より早期の検査体制の立ち上げ、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連携により、迅速に検査体制の構築に繋げるための準備を行い、検査体制を整備</li> <li>・ 人材育成、訓練の実施</li> <li>・ 検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査体制の迅速な立上げ</li> <li>・ 検査実施能力の確保状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査実施要請・検査実施能力の確保状況の把握</li> <li>・ 検査需要に対応できる検査体制の構築</li> <li>・ 病原体の性状を分析し、感染症対策に活用</li> </ul>

## 8 対策項目ごとの主な取組



### ⑪保健

- ・ 効果的な感染対策を実施するため、保健所等において、検査、積極的疫学調査、入院調整、移送、健康観察等を行う。
- ・ 平時から、有事に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化に取り組む。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症にかかる人材育成</li> <li>・ 応援及び受援に関する体制を構築</li> <li>・ 保健所等の業務に関するBCPを策定</li> <li>・ 関係機関との連携強化</li> <li>・ ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談対応開始</li> <li>・ 保健所の受援体制の準備</li> <li>・ 積極的疫学調査・入院協力等の実施</li> <li>・ 感染症有事体制への移行準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的疫学調査項目・対象の見直し検討</li> <li>・ 入院調整の実施</li> <li>・ 相談体制の業務効率化の検討</li> <li>・ 健康観察等及び生活支援の実施</li> </ul>

### ⑫物資

- ・ 平時から、感染症対策物資等の備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を実施する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な備蓄状況の確認</li> <li>・ 医療機関・福祉施設等における感染症対策物資等の備蓄の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物資管理と寄付受けのための体制構築</li> <li>・ 物資等が不足する場合、流通備蓄の活用と併せて県や事業者と連携し確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初動期の対応に加え、必要に応じて、物資及び資材の供給に関し関係各機関と相互に協力</li> </ul>

## 8 対策項目ごとの主な取組



### ⑬市民生活・市民経済

- ・ 平時から事業者や市民等に発生時に備えて必要な準備を行うよう働き掛ける
- ・ 有事には、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、市民生活及び社会経済活動への影響を緩和するため、必要に応じた支援を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務継続計画策定の勧奨・支援、物資・資材の準備等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業継続に向けた準備の要請、生活関連物資等の安定供給の呼び掛け</li><li>・ 生活関連物資等の購入についての適切な行動の呼びかけ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 心身への影響に関する施策、生活支援、教育に関する支援、事業継続に関する要請</li><li>・ 生活関連物資等の価格の安定のための措置実施</li></ul>